

○倉敷市大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱

平成20年3月13日

告示第121号

改正 平成21年4月1日告示第210号

平成29年3月30日告示第183号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)、大規模小売店舗立地法施行令(平成10年政令第327号。以下「施行令」という。)及び大規模小売店舗立地法施行規則(平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。)の運用に関し、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、施行令又は施行規則において使用する用語の定めるところによる。

(軽微な変更)

第3条 市長は、法第6条第2項の規定による届出が、軽微な変更該当すると認めるときは、所定の通知書により大規模小売店舗を新設する者又は設置している者(以下「届出者」という。)に通知するものとする。

(説明会の開催等)

第4条 市長は、届出者が法第7条第2項の規定により説明会開催の公告をしようとするときは、あらかじめ、公告の方法、開催の日時、内容等について、所定の計画書により届け出るよう求めるものとする。

2 前項の公告を行う場合における周知の範囲は、当該届出に係る大規模小売店舗を設置する地点を中心とする半径1キロメートルの区域又は市長との協議により定めた区域とする。

3 施行規則第12条第3号に規定する市長が適切と認める方法とは、前項の周知範囲内に配達される時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙3紙への折り込みチラシによるものとする。

4 市長は、届出者に対し、第1項の公告について、法第7条第2項に定める事項のほか、次に掲げる事項を掲載するよう求めるものとする。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所

(3) 法第5条第1項の規定による届出の場合は、大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(4) 法第6条第2項の規定による変更の届出の場合は、当該変更の概要

(5) 当該説明会に係る問い合わせ先

5 市長は、第1項の規定による届出があったときは、公告の方法、開催の日時、内容等について必要な指示をすることができる。

6 市長は、届出者に対し、説明会終了後速やかに所定の報告書により説明会の概要を報告するよう求めるものとする。

7 届出者は、法第7条第4項の規定により説明会が開催できない場合において、届出等の内容を施行規則第13条第2項の規定により周知しようとするときは、第3項の規定を準用するものとし、周知後、所定の報告書により市に報告するものとする。

(掲示による説明会)

第5条 施行規則第11条第2項の規定により説明会を開催する必要があると市長が認めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 施行規則第3条第2項第1号に規定する開店時刻の変更が午前8時以降のとき、又は閉店時刻の変更が午後10時以前のときであつて、当該変更が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響（次号において「影響」という。）がほとんどないと認めるとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、影響がほとんどないと認めるとき。

2 市長は、説明会を開催する必要があると認めるときは、所定の通知書により、届出者に通知するものとする。

3 市長は、届出者が掲示による説明会を開催するときは、あらかじめ所定の開催計画書により届け出るよう求めるものとする。

(意見の申述)

第6条 法第8条第2項の規定による意見書の提出は、所定の意見書によるものとする。

(市の意見)

第7条 市長は、法第8条第4項の規定により意見を述べようとするときは、所定の意見書によるものとする。意見を有しないときも、また同様とする。

(意見に係る変更届)

第8条 届出者は、法第8条第7項の規定により市の意見を踏まえて当該届出を変更しない通知を行うときは、所定の通知書によるものとする。

(勧告)

第9条 市長は、法第9条第1項の規定により届出者に対して勧告をしようとするときは、所定の勧告書によるものとする。

(縦覧等)

第10条 法第5条第3項、第6条第3項、第8条第3項、第6項及び第8項並びに第9条第5項の規定による縦覧の場所は、文化産業局商工労働部商工課とする。

2 縦覧日及び縦覧時間は、毎日（倉敷市の休日を定める条例（平成元年倉敷市条例第40号）に規定する市の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する縦覧日及び縦覧時間を変更することができる。

(公告)

第11条 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）、第6条第6項、第8条第3項及び第6項並びに第9条第3項の規定による公告は、倉敷市公告式条例（昭和42年倉敷市条例第1号）に定めるところにより行うものとする。

(提出先等)

第12条 この要綱に規定する様式の提出先及び提出部数は次のとおりとする。

(1) 提出先 文化産業局商工労働部商工課

(2) 提出部数 その都度定める。

(連絡会議による審査)

第13条 法の運用については、倉敷市大規模小売店舗立地連絡会議設置規程（平成12年倉敷市訓令第17号）により設置された倉敷市大規模小売店舗立地連絡会議で協議を行う。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第210号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日告示第183号）

この要綱は、告示の日から施行する。